

川口市監査告示第 18 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6年 5月 7日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 奥富 精一

同 福田 洋子

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

公の施設 南平保育園

ア 所管課 保育運営課

イ 指定管理者 学校法人 若芝学園

(2) 選定理由

公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営が、協定書及び関係法令等に従って適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めるなどを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)会計経理事務	ア 管理経費の収支状況は適正になされているか イ 他の事業との会計区分は明確になっているか
(2)事業の執行状況	ア 協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和6年1月31日

(2) 監査の実施期間

令和6年3月1日～令和6年3月28日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

【主な監査項目】

ア 所管課

(ア) 指定管理者の指定等事務

イ 指定管理者

(ア) 会計経理事務

(イ) 事業の執行状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 指定管理者の指定等事務について

保育運営課の事業報告書の点検において、事業報告書の収受及び処理が、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。